

分類	校長	教頭	事務	担当	
5. 4. 21	大谷	豊永	智	事務	



27 高教互 第 83 号
平成 28 年 2 月 29 日

各所属所長 様

一般財団法人 高知県教職員互助会理事長
(公印省略)

新規採用者等（期限付講師等を除く）の加入 及び掛金徴収事務について（依頼）

当互助会の運営につきまして、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当互助会は教職員の福祉の向上を図るため、会員の方々を対象にした各種福利厚生事業を行っており、ほとんどの教職員に加入いただいています。

この 4 月には、それぞれの職場に新規採用者や教育委員会以外からの転入者が配属される場合があるかと存じますが、この方々の会員加入手続を下記により取扱いさせていただきます。

つきましては、お手数ですが該当者に互助会の趣旨や、掛金の納付方法等についてお知らせいただきますよう、ご協力をお願いします。

記

1. 加入手続

新規採用者（期限付講師等を除く）及び教育委員会以外から転入した方については、4 月中旬に所属所長あてに一般互助部加入申込書を送付します。（35 歳以上の方は一般互助部加入申込書とあわせて退職互助部加入申込書を送付します。）

2. 掛金

毎月、一般互助部掛金（給料の月額 1,000 分の 6）を給与から控除させていただきます。

なお、35 歳以上の方はあわせて退職互助部掛金（給料の月額 1,000 分の 8）を給与から控除させていただきます。

一般財団法人高知県教職員互助会について

1. 高知県教職員互助会とは

高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。同様の団体としては、高知県職員互助会（知事部局）、警察職員互助会、市町村職員互助会などがあります。

2. 高知県教職員互助会の制度とは

高知県教職員互助会は、現職中の給付を行う「一般互助部」と退職された方に給付を行う「退職互助部」の2つの互助会制度からなっています。会員になられた方には、掛金を納入いただき、各種の給付事業をご利用いただいています。

（1）一般互助部とは

公立学校共済組合に加入している教職員や被扶養者（2親等以内）の医療費の自己負担額に対する補助や結婚、出産、小学校への入学、傷病休職時などへの給付を行うことにより、教職員が安心して職務に専念できるようお手伝いをする相互扶助制度で、**一般互助部会員**で構成されています。

一般互助部会員とは

高知県教育委員会に採用され、又は教育委員会以外の所属からの転入等により、公立学校共済組合の組合員となり一般互助部に加入された方（市町村費職員、再任用職員、期限付講師等を除く）。

（2）退職互助部とは

退職された教職員とその配偶者の医療費の自己負担額に対する補助などを行うことにより、退職教職員の生活を多額の医療費の不安から守り、安心した暮らしができるようお手伝いをする相互扶助制度で、**現職会員**と**特別会員**で構成されています。（知事部局・警察の互助会には、この制度はありません。）

現職会員とは

一般互助部会員で36歳になる年度の4月1日に達した方や36歳になる年度の4月1日以降に採用、転入等をされた方に加入いただき、給料月額1,000分の8の掛金を納入（会員本人と配偶者に対する給付を目的とした掛金率で、300回で完納）いただいています。

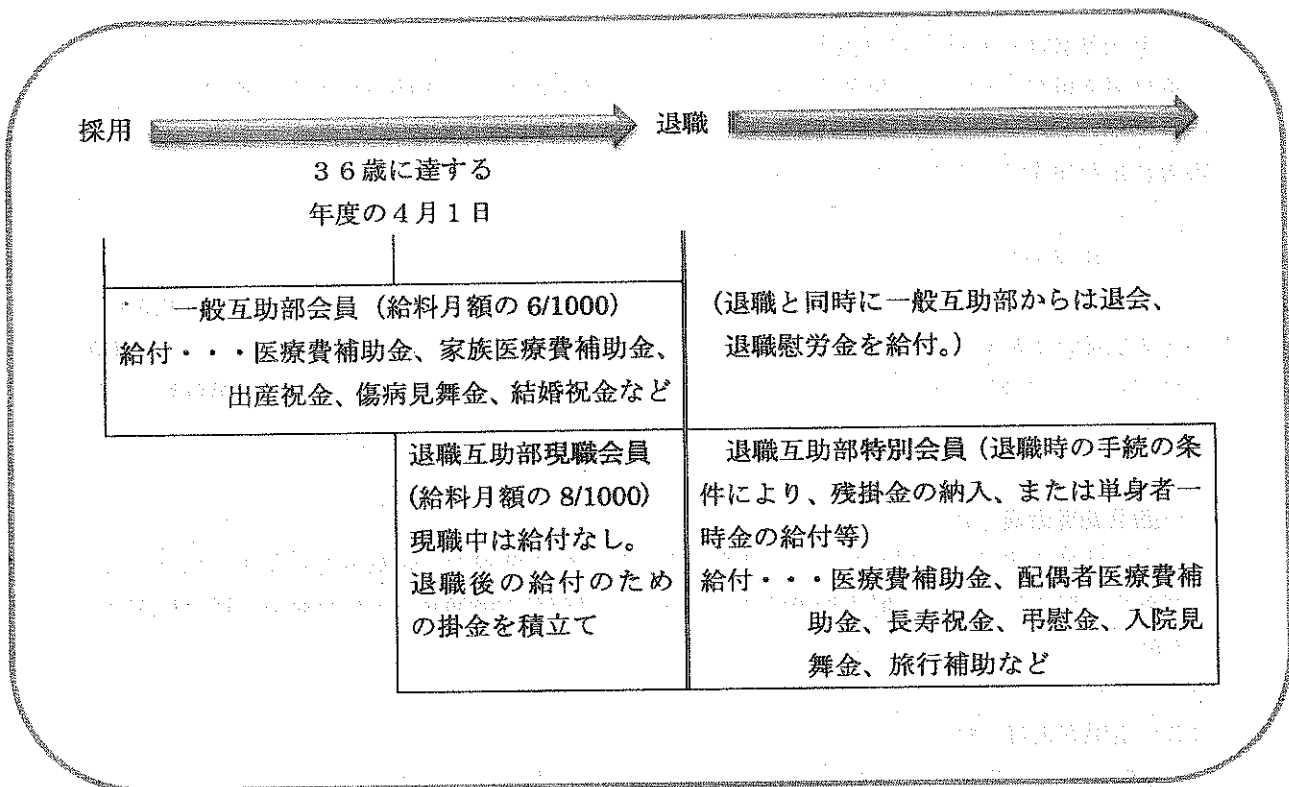
特別会員とは

上記の現職会員が45歳以上で退職し、所定の手続きを行い、残掛金及び若年者加算金を完納すると、教職員ご本人は「**特別会員**」、その配偶者は「**届出配偶者**」の資格をそれぞれ取得します。

3. 掛金率：一般互助部（給料月額額の 1,000 分の 6）
退職互助部（給料月額額の 1,000 分の 8）

4. 会員構成：一般互助部会員、退職互助部（現職会員・特別会員）

5. 互助会制度の概略図



一般互助部の個人給付（平成27年度）※給付要件等は変更になることがあります。

給付名	給付金額	給付要件等
医療費補助金 家族医療費補助金	100 円 ～ 7,800 円	会員及び親族の健康保険の自己負担額（月ごと、医療機関ごとを1件とする。）が2,200 円を超えるときは、その超える額（2,200 円）から10,000 円までの範囲の金額に相当する額を給付します。（100 円未満は端数処理）
出産祝金	20,000 円	会員又は会員の妻が生児を出産したとき。出産児の数に応じて給付し、夫婦とも会員である場合は双方に給付します。
災害見舞金	10,000 円	会員が水震火災等により、その住居または家財に損害を受けたとき。夫婦とも会員である場合は双方に給付します。
傷病見舞金	400 円／1 日	会員が公務に起因しない病気または負傷のため引き続き勤務に服することができない場合で、給料が減額または無給となり共済組合の傷病手当金及び同附加金が給付されている期間。
	90,000 円／1 月	会員が公務に起因しない病気または負傷のため引き続き勤務に服することができない場合で、共済組合の傷病手当金及び同附加金の支給期間が満了し、その後勤務に服することができない期間。
結婚祝金	20,000 円	会員が結婚したとき。または会員が会員でなくなったのち6ヶ月以内に結婚したとき。夫婦とも会員である場合は双方に給付します。
死亡弔慰金	200,000 円 ～ 10,000 円	会員、その配偶者、子、実父母、養父母、生計を一にする義父母、会員の被扶養者（2親等以内）が死亡したとき、会員または会員の妻が死産したとき給付します。（ただし義父母の場合は、支給要件あり。）
退職慰労金	10,000 円	会員が退職するなどして会員資格を喪失したとき給付します。
入学祝金	10,000 円	会員の子が小学校に入学したとき。入学児の数に応じて給付し、夫婦とも会員である場合は双方に給付します。
銀婚祝金	20,000 円	会員が結婚25周年を迎えたとき。夫婦とも会員である場合は双方に給付します。
リフレッシュ助成事業	40歳 20,000 円 50歳 30,000 円	会員が心身のリフレッシュをすることを支援するため、40歳の会員には20,000 円、50歳の会員には30,000 円の旅行券を配付します。
海外に派遣される教職員 に対する活動費の助成	50,000 円	海外の日本人学校等に派遣される教職員に対して助成します。

退職互助部の個人給付

給付名	給付金額	給付要件等
医療費補助金 配偶者医療費補助金	自己負担額から 特別会員は 1,000 円を 届出配偶者は 2,000 円を 差し引いた金額	現職会員が45歳以上で退職した場合、70歳に達するまでの間、特別会員及び届出配偶者に対して、健康保険の自己負担額から次の金額を控除した額を給付します。 特別会員・・・月ごと、医療機関ごとを1件として、1,000円と100円未満の端数 届出配偶者・・・月ごと、医療機関ごとを1件として、2,000円と100円未満の端数
弔慰金	20,000 円 ～ 70,000 円	特別会員がお亡くなりになられたとき、退職後の年数により 20,000 円から 70,000 円を遺族に給付します。
長寿祝金	10,000 円 ～ 100,000 円	特別会員が70歳、77歳、88歳、99歳のそれぞれの年齢に達したとき、年齢によって 10,000 円から 100,000 円の祝金を給付します。
入院見舞金	2,000 円 ／1 日 (1 会計年度に 30 日まで)	70歳以上の特別会員または70歳未満で障害者手帳の交付を受けている特別会員が連続して5日以上入院した場合、入院の初日から1日につき 2,000 円を、1 会計年度に 30 日を限度として給付します。
旅行補助	10,000 円	退職後1年以上を経過しており、補助を受けようとする年度を含む過去3年の間、旅行補助を受けていない特別会員が1泊2日以上で、自己負担額が 30,000 円以上の旅行をしたとき補助します。
指定宿泊施設(高知会館)利用補助	1 人 1 泊 につき 1,500 円	特別会員や届出配偶者の方が高知会館で宿泊されたとき、1 人 1 泊につき 1,500 円を補助(宿泊料金から差し引きます。)します。回数制限なし。
弔慰事業	特別会員 10,000 円 届出配偶者 5,000 円	高知県内在住の特別会員とその届出配偶者が亡くなったとき、その方が居住する地区の世話人が互助会を代表し哀悼の心を表します。 特別会員 10,000 円、届出配偶者 5,000 円

団体等への助成

事業名	助成金額	助成内容
人間ドック検診補助 (一般互助部)	4,358 万円 ／年間	公立学校共済組合高知支部が実施する人間ドック事業の経費を助成します。
サークル活動への助成 (退職互助部)	32 万円／年間	特別会員がサークル活動への参加により、充実した生活を送ることを支援するために、サークル活動に要する経費(会場借上料)の一部を助成します。

公益目的事業

事業名	事業金額	事業内容
教育研究団体に対する補助金	300 万円／年間	高知県における学校教育の振興を図るため、学校教育に関する研究等を行う団体が実施する事業に対して補助します。
図書の寄贈	1,500 万円 ／年間	高知県内の公立学校に図書及びDVD等の視聴覚教材を寄贈します。
公益法人に対する寄附	200 万円／年間	高知県文化財団への寄附を通じて教育文化の振興に寄与します。